

平成29年度 智頭町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月8日(金)
2. 開催場所 智頭町役場 2階 会議室
3. 出席農業委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	小宮山 晃次	出
3	春 摘 要	出	4	小 川 啓 介	出
5	葉 狩 健 一	出	6	福 安 健	出
7	國 岡 美保子	出	8	池 本 英 夫	出
9	植 木 克 茂	出	10	藤 原 康 生	出
11	寺 坂 富 雄	出	12	竹 下 るみ子	出
13	山 中 眞 守	出	14	中 澤 一 博	出

計 14名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

出席農地利用最適化推進委員

議席	氏名	出欠	仮議席	氏名	出欠
15	前 川 義 憲	出	16	草 刈 章 博	出
17	平 尾 晴 次	欠	18	西 沖 和 己	出

計 3名

4. 欠席委員 席番17番 平尾晴次委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 非農地等現況証明願の決定について
- (2) 農業振興地域整備計画の変更について
- (3) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

第3 報告

- (1) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十九年度、第六回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、農業委員の欠席はありませんので、十四名中十四名の出席となり総会は成立します。農地利用最適化推進委員の出席状況は、席番十七番平尾晴次委員が欠席です。
議事進行について、会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において四番小川啓介委員、五番葉狩健一委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)
異議なしと認め決定いたします。
それでは議事に入ります。議案第一号非農地等現況証明願いの決定について。
非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。
番号一について事務局の説明をお願いします。
- 局長 それでは番号一を説明いたします。
非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字芦津の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字芦津の田一筆で、百四十平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和五十二年、芦津保育園建設時より保育園の園庭として利用。現在は山形第二地区公民館の敷地として利用している為です。申請年月日は平成二十九年八月一日、農業委員会は同日受付となっております。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は
- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
 - 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
 - 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
 - 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地
- となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に

二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、一ページから四ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の二番小宮山委員から報告をお願いします。

小宮山委員

調査結果を報告します。八月三十日、申請者と現地を調査しました。昭和五十二年より旧芦津保育園の敷地として整地、利用しておりました。その後県道の拡幅でひっかかり、面積は変動がありましたが、戦前より旧山形小学校の敷地として利用しておられたそうです。現況からしましても、周辺に悪影響は無いと思われれますので、非農地として妥当であると認め、問題ないと思われれます。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号二を説明いたします。非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字大内の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大内の畑一筆で七十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、平成六年より墓地として建立。現在に至っております。申請年月日は平成二十九年八月十七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農

地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当すると考えます。

位置図については、五ページから七ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の三番春摘要委員から報告をお願いします。

春摘委員

調査結果を報告します。九月一日、申請人本人に会いました。場所は智頭線恋山形駅近くで、周囲には墓地が何箇所かあります。土地のど真ん中にある為、分筆は難しく一筆全て墓地として申請します。非農地として問題ないです。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農業振興地域整備計画変更の意見決定について

智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので意見決定を求める。

平成二十九年九月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

番号一番について事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第二号をご覧ください。

智頭町長より農業振興地域整備計画変更の決定を求められています。

番号一番を説明いたします。

申請人は、大字智頭の〇〇〇〇さんと大字市瀬の〇〇〇〇さん、建築物等設置者は岡山県倉敷市の〇〇〇〇株式会社です。申請地は大字市瀬地内の田二筆、合計九百八平方メートルです。申請理由は、建物等使用者は岡山県を中心に、西日本地域で小売業を経営しており、この度智頭町内に出店を計画しています。その為、農用地区域内の農用地から除外するものです。

町の考え方は、協議地へは店舗設置を予定しており、他の候補地とも検討した結果、協議地以外の土地をもって代えることは困難と判断。隣接した農地は不整形な未整備農地であるため周辺農地の農作業等に支障を及ぼす恐れはない。また不整形な比較的小規模な農地である為、農用地利用集積にも支障を及ぼす恐れはない。隣接する水路も維持する計画である。土地改良事業による工事はなされていない。中山間地域等直接支払い及び多面的機能直接支払い交付金事業の対象外となっており、農用地から除外することはやむを得ないと判断する。今回の申請地の二筆の除外申請が認められた後、農地法第五条の転用申請が提出予定となっております。転用申請の際には、一部農地の貸借に変更がある為、今回の土地利用計画図が修正され提出される予定です。

本議案について、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項一号から四号要件と除外案件のチェック項目について検討した結果を説明いたします。

一、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域

内の土地をもって変えることが困難であると認められること、
とありますが、転用内容から他の土地をもって代えることはできないと判断します。
二、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に
支障を及ぼすおそれがないこと、
とありますが、建築物がないことなどから、周辺農地に影響は及ぼさないと判断します。
三、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす
おそれがないこと、
とありますが、不整形な比較的小規模な農地である為、積極的に利用集積を促進する農地ではないと考えます。
四、農用地区域内の第三条第三号の（農用地・土地の保全又は利用に必要な）施設の有する機能に支障を及ぼ
す恐れがないこと、
とありますが、隣接する水路も維持し、土砂流出等支障を及ぼすおそれはないと判断します。
五、土地基盤整備事業完了後八年を経過していること、
とありますが、当該農地は、土地改良事業等の実施はない為要件を満たしていると考えます。
位置については、八～十四ページです。
地区担当九番植木克茂委員に、調査結果の報告をお願いします。

植木委員 調査結果の報告をいたします。八月三十一日に申請者兩名の立ち会いで現地を確認しました。事務局の説明を
議 長 含め、調査の結果申請どおりであり、除外はやむを得ないと考えます。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号、農用地利用集積計画書（案）の意見決定について
智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので意見を求める。

平成二十九年九月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第三号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年八月二十五日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用
権設定の計画が三筆、継続の利用権設定の計画が二筆です。面積は、合計九千五十一平方メートルです。

（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

- 二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、
- イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、
 - ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、
 - ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、
- 三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、
- イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、
 - ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、
- 四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、
- の要件を満たしております。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
異議なしと認め原案の通り決定します。
本日の提出案件はすべて終了しました。
続いて報告事項に移ります。

局 長

(一) 農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届について
農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告する。
平成二十九年九月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
事務局に説明をお願いします。
報告(一)をご覧ください。農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届を一件受理しました。

議 長

(報告に基づいて内容を説明)
農地法施行規則第二十九条第一項第一号の規定による農地転用届の報告が終わりました。
報告(一)について、ご質問、ご意見等はありませんか。(ありませんの声)
質問、意見等ないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。
以上で、本日の提出案件はすべて終了します。
その他について、事務局に説明をお願いします。

局 長

その他について説明いたします。
・会長・事務局長会議資料配付
・特別研修大会の開催について
・「全国農業新聞普及強化月間」の普及推進活動計画について
・農地利用状況調査について
・視察研修について

議 長
局 長

以上をもちまして、平成二十九年度第六回総会を閉会いたします。
ありがとうございました。
次回総会は、十月十日金曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年九月八日

会 長 小 林 功